

平成26年度 国民年金保険料が変わります!

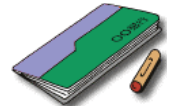
問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

平成26年4月からの国民年金保険料 15,250円(月額)

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。

口座振替を利用すると、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関等に行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また口座振替には、月々50円割引される早割制度や現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり大変お得です。口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちのうえ、ご希望の金融機関または年金事務所、住民福祉課国保年金係へお申し出ください。



平成26年度 国民年金保険料 納付額早見表(現金納付・口座振替比較)

■ 平成26年度 ■	1ヵ月分		6ヵ月分		1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付(納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替)	15,250円	—	91,500円	—	183,000円	—	370,080円	—
毎月振替【早割】(当月末振替の口座振替)	15,200円	50円	91,200円	300円	182,400円	600円	368,880円	1,200円
6カ月前納(現金納付)	—	—	90,760円	740円	181,520円	1,480円	367,080円	3,000円
6カ月前納(口座振替)	—	—	90,460円	1,040円	180,920円	2,080円	365,880円	4,200円
1年前納(現金納付)	—	—	—	—	179,750円	3,250円	363,510円	6,570円
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	179,160円	3,840円	362,320円	7,760円
2年前納(口座振替)(現金納付のお取り扱いはありません)	—	—	—	—	—	—	355,280円	14,800円

※一部納付(一部免除)されている方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のみの利用となります。

※平成27年度の保険料 15,590円(月額)

平成26年4月から 国民年金保険料の免除申請期間が拡大されます!

これまで、さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月(学生納付納付特例の申請は4月)まででした。

平成26年4月からは法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1ヵ月前までの期間)について、さかのぼって免除等を申請できるようになりました。(学生納付特例も同様です)

※2年1ヵ月前の月分まで免除を申請することができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。

※申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行います。詳しくは年金事務所または役場国保年金係までお問い合わせください。

